

毎週火・金曜に発行(但休日には当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 保護医の登録
新たに行なう土地改良事業の認可
土地改良区の設立認可

告示

鳥取県告示第五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医の登録したの
で、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び
保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八
十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年一月二十六日

鳥取県告示第五十一号

昭和三十六年十二月二十六日付けで北条砂丘土地改良
区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(畑
地かんがい)事業については、審査の結果、その計画を
適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百
九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八
条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を
縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年一月二十六日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

竹由 公恵 鳥取市西町 三丁目 烏医八九六 昭和三十七、
三十二

東伯郡北条町大字弓原 北条砂丘土地改良区事務所

鳥取県告示第五十二号

昭和三十六年十月十六日付けで米子市夜見町井田九一ほか十七人の者から申請のあつた下和田土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年一月二十六日から二十日とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所

昭和四年四月、五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市築谷町
[定価 一部月極二〇円(送料共)]